

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金
～新生児が生まれた方、離婚などで給付金を受け取れなかった方へ～

問合せ先 こども支援課子育て支援担当

令和3年9月以後の離婚などによって、新たに対象児童の養育者になっているにもかかわらず、子育て世帯への臨時特別給付金を受け取れていない方に対して、本給付金を支給します。

支給対象

①令和3年9月分の児童手当受給者ではなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者になった方

②令和3年9月30日時点では高校生などの養育者ではなかったが、令和4年2月28日時点では養育者になった方

③その他これらに準ずる方

◆DV特例・施設特例の必要の手続きを行っておらず、給付金の支給先を変更していない場合

◆養子縁組や海外からの帰国により、養育者が変わっている場合など

給付内容

対象児童1人あたり 10万円

※すでに子育て世帯への臨時特別給付金を受給した前養育者から給付相当額(10万円)を受け取っている場合は支給対象になりません

新生児が生まれた方

令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれ、児童手当(本則給付)の支給対象となる新生児を養育する方(すでに本給付金を受給済みの方は除く)について、4月30日まで申請を受け付けています。

申請方法

児童手当の受給者変更手続きをすでに行い、3月分の児童手当受給者となっている方は、申請書のみ提出してください。

※児童手当の対象とならない児童の養育者の場合は、申請書のほかに左記の書類を添付

◆令和4年2月28日までに離婚した、または離婚協議中などであることがわかる書類(離婚届受理証明書・戸籍謄本・調停期日呼び出し状の写しなど)

申請期限

4月30日(土)



詳細はこちら

※ 子どもたちの未来を拓くためにご活用いただけるようご協力をお願いします

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を支給します

問合せ先 福祉政策課給付金担当

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを支援するために、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付します。

対象および受給方法

①基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除く)

対象と思われる世帯に対し、「臨時特別給付金支給要件確認書」を送付しています。同封の記入例を参考に対象要件に合致することを確認の上、返信してください。

②家計急変世帯(①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年1月以降に収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当(※)となった世帯)

申請期間は3月1日から9月30日までです。

※ 世帯全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12)が市民税均等割非課税水準以下

支給額

1世帯当たり10万円(1世帯1回限り、①・②の重複受給はできません)

問合せ先

福祉政策課(内)565、567(9時～17時、土・日曜日および祝日を除く)

別表 住民税非課税相当収入限度額表		
扶養している親族の状況		非課税相当収入限度額
単身または扶養親族がいない場合		93万円
配偶者・扶養親族	1人を扶養している場合	137万8000円
	計2人を扶養している場合	168万円
	計3人を扶養している場合	209万7000円
	計4人を扶養している場合	249万7000円

※ 生活保護基準の級地区分3級地の場合の例です(鶴ヶ島市の級別金額)
※ 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合の額は204万4000円未満です(これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用します)

であることを指します(適用される限度額は別表参照)

窓口負担割合の見直しについて

問合先 保険年金課高齢者医療担当

後期高齢者医療保険制度では、医療機関で受診する際、所得に応じて3割または1割の、窓口負担をいただいています。

今回、令和4年10月より2割の窓口負担割合が追加されることになりました。2割負担の対象となる所得基準などの詳細については、決定次第お知らせします。

国では、制度改正の趣旨などの照会を受け付けるため、コールセンターを開設しています。

名称 後期高齢者窓口負担割合コールセンター

受付日時 月々土曜日9時～18時(祝日を除く)

電話番号 0120・002・719

軽自動車・バイクなどの変更手続き

問合先 税務課市民税担当



軽自動車税(種別割)は4月1日(賦課期日)の所有者に課税される税金です。名義変更、住所変更(転入・転出)、廃車の手続きを済ませていない場合は、3月中に手続きをお願いします。

詳細については、各窓口にお問い合わせください。

車種別の取扱窓口

車 種	取扱窓口
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	税務課市民税担当
軽自動車(二輪・126cc～250cc以下) 二輪の小型自動車(251cc以上)	埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所 050・5540・2029(自動音声案内)
軽自動車(四輪)	軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所 (三芳町)050・3816・3111

令和4年度固定資産課税台帳の閲覧・縦覧

問合先 税務課資産税担当

閲覧ができる方	持ち物
固定資産の所有者、納税管理人	・ 窓口に来た方の本人確認書類
賦課期日の翌日(令和4年1月2日)以後の新所有者	・ 窓口に来た方の本人確認書類 ・ 取得の事実が確認できる契約書
所有者の代理人(市内の同一世帯の方)	・ 窓口に来た方の本人確認書類
所有者の代理人(上記以外の方)	・ 窓口に来た方の本人確認書類 ・ 所有者が記入した委任状
所有者の相続人	・ 窓口に来た方の本人確認書類 ・ 所有者との関係がわかる戸籍謄本
借地人、借家人	・ 窓口に来た方の本人確認書類 ・ 借地・借家の事実が確認できる契約書

※ 本人確認書類は、運転免許証やマイナンバーカードなどです

縦覧ができる方	持ち物
※ 固定資産の所有者でも非課税や免税点未満により納税されない方は縦覧できません	
・ 土地、家屋の固定資産税の納税者 ・ 土地、家屋の固定資産税の納税者と同一世帯の方(市内の同一世帯の方) ・ 納税管理人	・ 窓口に来た方の本人確認書類
納税者の代理人(上記以外の方)	・ 窓口に来た方の本人確認書類 ・ 納税者が記入した委任状
納税者の相続人	・ 窓口に来た方の本人確認書類 ・ 納税者との関係がわかる戸籍謄本

※ 本人確認書類は、運転免許証やマイナンバーカードなどです

固定資産課税台帳の閲覧日時 4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

場所 市役所1階税務課
土地、家屋、償却資産の固定資産を所有する方などは、固定資産税と都市計画税の内容が確認できます。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間 4月1日(金)～5月31日(火)

場所 市役所1階税務課
土地・家屋の固定資産税の評価額が適正であるか、他の土地・家屋と評価額を比較することが出来ます。

コロナ禍におけるメンタルヘルスを考える～3月は自殺対策強化月間です～

問合先 障害者福祉課障害者支援担当

いまだ収束が見通せない新型コロナウイルス感染症。多くの人がストレスや不安を感じています。

コロナ禍での日常生活がどう変化したのか、令和2年9月に行われた厚生労働省のインターネット調査では、睡眠時間と飲酒量について、増えた人と減った人は同程度で、運動量は4割の人が減り、ゲーム時間は2割の人が増えていることが分かりました。

「依存症」に注意

酒を今日はやめようと思っても、つい朝から飲んでしまう。食事もせず明け方までゲームをやってしまう。こうした、生活に支障があるのに飲酒やゲームを止められない状態を「依存」といいます。「依存」は心を危険にさらす原因のひとつにもなります。

感染症対策のため、人と人が距離をとり、外出や交流の自粛が求められる環境のなか、「依存」は私たちにとって身近な問題です。

依存症の治療に長年取り組んでこられた医師、成瀬暢也先生の講演会が、昨年12月に市内で行われました。

よい支援者とは

「人を支え癒すには、イソップ物語の『北風と太陽』の太陽であれ」と先生は説きます。さらに、「相手に敬意を払い、対等な立場に立ちます。自尊心を大切にし、信頼関係をつくり、長い目で見守り、安心できる場を提供します。こうした陽だまりのような温かな姿勢が、患者の背中を押し、やがて患者は自分から回復の道を歩きだします」加えて、「私たちも、春の日差しのように身近な人の温もりになれます。自分自身が誰かに癒され、人を信じられ、樂觀でき、健康と余裕があればこそ、それが可能になります」と結ばれました。

相談窓口は心の陽だまり

冬の厳しい寒さに耐えたときほど、春の温もりのありがたさが分かるものです。

心がつらいとき、苦しいとき、下記の相談窓口があなたの支えになります。

※ 講演会の様子は、市ホームページから動画で視聴いただけます



講演会動画はこちら

対面・電話相談

	相談窓口	電話番号	こんなとき、こんなお悩みに	受付時間
対面・電話	障害者福祉課 障害者支援担当	☎271・1111	家族の様子が心配、どうしたらよい？ 専門の先生や病院は？、福祉制度を利用したいなど(保健師、精神保健福祉士)	平日8時30分～17時15分
	こころの健康相談(市)	☎271・1111	ストレスから心身にすぐれない、お酒、ギャンブルがやめられない、誰とも会わずに家にばかりいる など(精神科専門医)	相 談 日 火曜日午前(月1回) ※ 要予約 予約受付 平日8時30分～17時15分
	暮らしとこころの総合相談会 (さいたま市大宮区錦町682-2 JACK大宮5階)	☎048・782・4675	借金や失業、パワハラやいじめ、不眠や不安など生活や健康について(弁護士、司法書士、社会福祉士など)	原則木曜日15時～19時 電話相談 平日10時～17時
	県立精神保健福祉センター (伊奈町小室818-2)	☎048・723・6811	精神科の受診、不安や悩み、対人関係や性格、飲酒や薬物、ひきこもり、うつ病などについて(保健師、精神保健福祉士など)	平日9時～17時
	坂戸保健所(坂戸市石井2327-1)	☎283・7815		平日8時30分～17時15分
電話	厚生労働省 「こころの健康相談統一ダイヤル」 よりそいホットライン	☎0570・064・556 ☎0120・279・338	悩みがある・困っているとき、一人で抱えず、一緒に解決の手立てを探す窓口	
	埼玉いのちの電話	☎048・645・4343	心がつらく助けを必要とする人のための相談窓口	24時間365日
	24時間子どもSOSダイヤル	☎0120・0・78310	学校や家庭での悩みや困りごとについて子どもと保護者のための相談窓口(県教育委員会)	
	さいたまチャイルドライン	☎0120・99・7777	抱えた思いを話して楽になりたいなど、18歳までの子どものための相談窓口(ボランティア)	毎日16時～21時

※ LINEやオンラインチャットなどでの相談窓口について厚生労働省のホームページで紹介しています



厚生労働省HPはこちら

事業名	QR コード	相談方法	対象	相談時間・相談期間
埼玉県SNS相談事業 こころのサポート@埼玉		LINE	県内居住、県内通学、通勤などしている方	日曜日および月曜日21時～6時 ※ 3月6日～22日は毎日実施 ※ 相談期間3月28日まで

犬の登録と令和4年度集合狂犬病予防注射

問合先 生活環境課環境推進担当

生後91日以上の子犬の飼い主は、毎年通常4月1日から6月30日の間に狂犬病の予防注射を受けさせなければなりません。

市では、次の日程で集合狂犬病予防注射を実施します。

日時 4月16日(土)9時30分～11時30分、13時30分～15時30分

場所 市役所来庁者用駐車場

料金(犬1頭につき)

- ・登録済の場合 3500円
- (注射料2950円+注射済票交付手数料550円)
- ・新規登録の場合 6500円(注射料2950円+登録手数料3000円+注射済票交付手数料550円)

持ち物 集合狂犬病予防注射の案内がき(問診票は必ず記入)

交通安全対策を積極的に実施し、交通事故ゼロを2年以上達成したことを称え、埼玉県交通安全対策協議会より市が表彰を受けました。

問合先 安心安全推進課交通安全・防犯担当

交通安全対策を積極的に実施し、交通事故ゼロを2年以上達成したことを称え、埼玉県交通安全対策協議会より市が表彰を受けました。

交通事故は、一人ひとりの心がけでその多くを防ぐことができます。



その他

- ・集合注射会場で注射を打てる犬は、市に登録がある犬または市で新規登録を行う犬に限ります。
- ・交付された鑑札および注射済票は首輪などに着け、犬表示シールは、門柱などの人の目につく所に掲示してください。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来場の際はアルコール消毒とマスクの着用をお願いします。また、複数人での来場や体調がすぐれない場合の来場は控えるなど、感染予防対策の徹底をお願いします。
- ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和4年度集合狂犬病予防注射を中止する場合があります。中止の際は、ホームページなどで周知しますので、ご確認ください。

動物病院での狂犬病予防注射済票の交付

問合先 生活環境課環境推進担当

令和4年度注射済票の交付が受けられる動物病院一覧(50音順)

動物病院名	所在地	電話番号
アイビーどうぶつ病院	上広谷411-1	☎286・6301
いちかわペットクリニック	坂戸市中富町70-5	☎283・5111
いとう動物病院	三ツ木新町1-13カインズホーム鶴ヶ島店2階	☎279・2244
犬と猫のクリニックてくてく動物病院	坂戸市緑町20-1	☎281・0363
えんだ動物病院	坂戸市泉町2-10-6	☎284・9110
狩野動物病院	下新田223	☎286・5200
ちば動物病院	鶴ヶ丘98-15	☎286・3847
ちゃろ動物病院	川越市大字小堤902-4	☎299・4740
鶴ヶ島ペットクリニック	松ヶ丘2-16-17	☎287・0786
動物往診+在宅ケアサービスにくきゅう	上広谷391-65	☎299・6739
動物病院アロハナ	脚折1145-1	☎298・3955
ノヤ動物病院	日高市大字上鹿山143-19	☎042・985・4328
ピクシーいぬねこクリニック	鶴ヶ丘849-6	☎285・7569
プリプリ動物病院	富士見2-22-35	☎277・7120
ブン動物病院	坂戸市千代田2-9-1	☎288・2166
やまびこ動物病院	脚折町1-34-13	☎287・4344

市に登録している犬については、左記動物病院において、狂犬病予防注射の接種後に注射済票の交付(手数料550円)が受けられます。後日、動物病院から報告をいただきますので、飼い主の皆さんが市に申請をする必要があります。

注射接種時には、市から送

付された集合狂犬病予防注射案内はがきを必ずお持ちください。

※ 注射料金は別途必要となりますので、各動物病院にご確認ください。また、注射済票の交付ができる動物病院は、変更となる場合があります。

埼玉県知事表彰受賞

問合先 福祉政策課
福祉政策・地域福祉担当

民生委員・児童委員として
長年(18年以上)にわたり社会
福祉の推進に尽力され、その
功績が認められたものです。

表彰名

埼玉県知事表彰

氏名

師岡ミチ子さん

4月から年金手帳が廃止になります

問合先 保険年金課国民年金担当

4月1日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が施行されるに伴い、年金手帳が廃止となり、基礎年金番号通知書に切り替わります。

年金手帳とは

初めて年金制度に加入したとき(20歳到達や10代での厚生年金加入など)に交付されるものです。基礎年金番号・氏名・生年月日が記載され、基礎年金番号の本人通知などの機能を果たしています。

なぜ廃止に

被保険者の年金情報がすでにシステムで管理されるようになり、マイナンバーとの連結も行われていることから、手帳形式である必要がなくなってきました。また、かつては多くの手続きに年金手帳の添付が求められていましたが、現在は手続きの簡素化により、マイナンバーカードの届け出などで手続きができる

ようになりました。このため、環境の変化に対応すべく、年金手帳が廃止となります。

廃止後は

4月1日以降、初めて年金制度に加入される方には「基礎年金番号通知書」が届きます。すでに年金手帳をお持ちの方には「基礎年金番号通知書」は発行されません。

年金手帳は不要?

年金手帳は廃止になりますが、すでに発行されている年金手帳は失効するわけではありません。お手持ちの年金手帳は、引き続き基礎年金番号を明らかにする書類として利用ができ、一部の手続きでは基礎年金番号が求められる場合もあります。なくさないように保管してください。

なお、年金手帳を再発行できるのは3月末までです。4月以降は年金手帳の代わりに基礎年金番号通知書が発行されます。

『おうち時間 家族で点検 火の始末』 春季全国火災予防運動を実施します

問合先 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部予防課 ☎281・3117

3月1日(火)～7日(月)は、春の全国火災予防運動週間です。

令和3年管内

主な火災発生原因ワースト3

・放火(疑い含む) 28件

・電気機器など 3件

・たばこなど 2件

住宅防火

いのちを守る10のポイント

4つの習慣

1 寝たばこは絶対しない、させない。

2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない。

3 こんろを使うときは火のそばを離れない。

4 コンセントはほこりを清掃し不必要なプラグは抜く。

6つの対策

1 火災の発生を防ぐため

に、ストープやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。

2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。

3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防火品を使用する。

4 火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。

5 お年寄りや身体の不自由な方は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。

6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

第37回防火ポスターコンクール入賞

問合先 鶴ヶ島消防署 ☎285・3119

全日本消防人共済会が主催する、小学校4年生から中学生を対象とした防火ポスターコンクールにおいて、鶴ヶ島市少年消防クラブ遠藤晋弥さん(鶴ヶ島第二小学校4年生)の作品が、全国54点の作品の中から、佳作に入賞し表彰状が授与されました。

鶴ヶ島市少年消防クラブは、鶴ヶ島市内の小学生20人で構成されており、ポスターコンクール応募のほか、防火・防災についての学習や出初め式などの行事に参加しています。

